

平成29年度定期防衛監察の結果について

**平成30年9月11日
防衛省防衛監察本部**

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	法令遵守の意識・態勢	1
1	全般	1
2	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	実地監察の概要	2
3	監察の結果	3
(1)	全般	3
(2)	情報公開	6
(3)	行政文書管理	7
(4)	秘密保全	9
(5)	情報保証	11
(6)	個人情報保護	12
(7)	武器・弾薬等の管理	14
(8)	各種ハラスメント	15
(9)	メンタルヘルス	16
(10)	公益通報者保護制度	16
(11)	自衛隊員倫理	17

(12) 各種事務次官通達の措置	17
(13) その他	18
第3 入札談合防止	19
1 全般	19
2 監察の概要	20
(1) 基本的考え方	20
(2) 実地監察等の概要	20
3 監察の結果	21
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	21
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度等	35
(3) 年度末の予算執行	36
別紙 事前アンケート調査の結果（入札談合防止）	37

第1 はじめに

この報告は、平成29年度に実施した「法令遵守の意識・態勢」及び「入札談合防止」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 法令遵守の意識・態勢

1 全般

平成29年度は、不祥事や事故の要因として組織管理上の問題点の有無の解明に資する観点から、平成28年度に引き続き、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を実施した。

更に、「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号。29.7.28）（以下「日報事案通達」という。）を受け、平成29年8月から、行政文書の不存在を理由に不開示とした案件を中心に、情報公開業務全般の処理状況及び行政文書管理の状況について確認した。

その他、平成28年5月に発生した5.56mm普通弾誤射事案の再発防止等に係る事務次官通達「5.56mm普通弾誤射事案に関する再発防止等の徹底について（通達）」（防防訓（事）第460号。28.12.26）（以下「誤射事案通達」という。）を受けた、再発防止等のための措置の実施状況について確認した。

また、平成28年度に引き続き、情報の保全に関する措置等に係る事務次官通達「文書の取扱いに係る規則の遵守と情報の保全に関する措置の徹底等について（通達）」（防防調（事）第58号。27.10.30）（以下「情報保全通達」という。）を受けた、情報漏えい等の未然防止のための措置の実施状況や、護衛艦「たちかぜ」乗員の自殺事案の再発防止に係る事務次官通達「コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（通達）」（防官文第6443号。26.5.8）（以下「たちかぜ事案通達」という。）を受けた、①コンプライアンスに関する意識の徹底、②不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、③情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施の各措置の実施状況についても確認した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成28年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、選定した対象機関等に対し、情報公開、行政文書管理、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、個人情報保護、武器・弾薬の管理、各種ハラスメント防止等の観点から調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

周期的な監察を基本としつつ選定した以下の52機関等

防衛医科大学校	
統合幕僚監部	
陸上自衛隊	北部方面総監部、北部方面会計隊、 札幌駐屯地業務隊
	通信団
	通信学校
	第2師団、旭川駐屯地業務隊、第343会計隊
	第8師団、北熊本駐屯地業務隊、第392会計隊
	第12旅団、相馬原駐屯地業務隊、第406会計隊
	第13旅団※、海田市駐屯地業務隊※、 第350会計隊※
	第14旅団、善通寺駐屯地業務隊、第348会計隊
	第2高射特科団※、飯塚駐屯地業務隊※、 第366会計隊飯塚派遣隊※
海上自衛隊	呉地方隊、自衛隊呉病院
	舞鶴地方隊、第14護衛隊
	教育航空集団司令部、下総教育航空群
	第22航空群
航空自衛隊	航空教育集団司令部、警戒航空隊
	北部航空方面隊司令部※、第6高射群※
	第2航空団、千歳管制隊、千歳気象隊
	第8航空団、第7高射隊
	第12飛行教育団、航空教育隊
	南西航空施設隊、南西航空音楽隊、那覇救難隊
東北防衛局	
中国四国防衛局	
沖縄防衛局	
防衛装備庁内部部局	
防衛装備庁電子装備研究所、防衛装備庁先進技術推進センター	

注1：※については、平成29年7月までに監察を実施したため、日報事案通達に関する確認は未実施

注2：自衛隊呉病院については、海上自衛隊呉地方隊と併せて監察を実施したため、海上自衛隊に区分した。

イ 内容

各種ハラスメントの発生状況等に関する事前のアンケート調査、現場の確認、関係書類の調査及び関係職員との面談等を行った。

3 監察の結果

平成29年度監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、法令遵守に関する教育、管理者等の意識、点検・検査等については、引き続き多くの改善すべき状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、引き続き周知に努める必要がある。

なお、監察対象となった52機関等の実地監察中における個別の指摘事項については、受察側が真摯に受け止め、監察終了時までには改善するか、又は改善に努めていることを確認できた。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 全般

ア 法令遵守に関する各種施策の実施

防衛省・自衛隊では、組織の精強性や国民からの信頼性の維持・向上の観点から、日々、職員一人一人が法令等を遵守することや社会のルールから逸脱しないよう行動することが必要であり、そのような行動を確保するためにも、法令遵守に関する各種施策に取り組むことが期待されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 複数の対象機関等において、法令遵守の意識・態勢の強化を目的として、独自にコンプライアンス推進委員会等の設置やコンプライアンス週間の設定等を行っていた。
- 一部の対象機関等において、掲示板に、法令遵守の各分野に係るポイントとなる事項を記載した教育資料や各種相談窓口等を記載した資料を掲示していた。
- 一部の対象機関等において、関係規則や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成し、職員に配布していた。
- 一部の対象機関等において、各種ハラスメント相談員、部隊相談員、メンタルヘルス相談窓口等を記載したカードを作成し、職員に配布していた。
- 一部の対象機関等において、執務室の出入口等に各種ハラスメント相談員の顔写真入りの掲示物を掲示することにより、職員が相談しやすい環境を構築していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、担当者等が、関係規則を十分に理解しないまま業務を行っていた。
- 一部の対象機関等において、法令遵守に関する意識の浸透が不十分であった。

内部部局及び各幕僚監部等は、更なる法令遵守の意識の高揚を目指し、防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 教育

法令遵守に関する各種教育は、法令遵守の意識を浸透させ、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、教育後に実施する小テスト等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。
- 一部の対象機関等において、組織の特性に応じた独自の教育資料を作成することにより、知識の定着に努めていた。
- 一部の対象機関等において、教育を主管部署担当者以外の職員にも持ち回りで実施させるなどして、職員の意識の向上に努めていた。
- ある対象機関等において、部内のホームページに、教育資料や小テストを掲載するとともに、職員がeラーニングとして活用できるようにコンテンツを充実させることにより、知識の定着を図っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、法令遵守に関する教育が十分に行われていなかった。
- 一部の対象機関等において、教育は実施していたものの、職員が教育内容を十分理解していなかった。
- 一部の対象機関等において、メールによる資料配布のみで教育を済ませるなど、教育効果を考慮しない一方的な教育を実施していた。

以上のおり、積極的に教育に取り組んでいる対象機関等が複数見られた一方で、教育要領等について改善すべき事例が見られた対象機関等も複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種教育の重要性について今一度周知するとともに、職員の理解度や職責に応じた教育や過去の事例を取り入れた教育等により、教育内容を充実させ、法令遵守の意識高揚に努めるよう、引き続き指導する必要がある。

ウ 管理者等の意識

防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策を推進し、法令遵

守の意識を高めていくためには、機関等の管理者や各級指揮官等（以下「管理者等」という。）が率先して法令遵守を実践し、下位の者に対して範を示すとともに、適時適切な教育や指導を自ら積極的に行っていくことが重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ ある対象機関等において、管理者から機関等の長への提案により、部外の弁護士による、全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 複数の対象機関等において、管理者等が、法令遵守における自らの役割を自覚しておらず、又は、関係規則に関して十分な知識を持っておらず、各種業務を部下任せにして自ら点検・検査等を行っていないかった。

以上のとおり、ある対象機関等においては、管理者等による積極的な取組が見られる一方で、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成28年度定期防衛監察結果と同様に複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、管理者等が率先して法令遵守の意識高揚に向けた取組を行うよう、引き続き教育・指導する必要がある。

エ 点検・検査等

行政文書管理、秘密保全、情報保証、個人情報保護、武器・弾薬の管理等の各分野について、訓令等で定められた点検・検査等を確実に行うことは、不備を速やかに発見・是正し、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、秘に指定された行政文書等の保管容器の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった。

○ 一部の対象機関等において、所持品検査等の特別検査を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった。

○ 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体等の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった。

○ ある対象機関等において、各種点検等を実施し、自ら不具合を発見していたものの、是正していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種業務に関する点検・検査等の重要性について周知徹底し、それを確実にかつ適正に実施するよう、引き続き指導する必要がある。

オ 関係職員の指定

行政文書管理、秘密保全、情報保証、個人情報保護、武器・弾薬の管

理等の行政事務については、文書管理者等の関係職員を指定し、それぞれの事務を、関係規則に従って適正に実施させる必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ 一部の対象機関等において、関係職員の指定状況を明確に把握するための一覧表を独自に整備していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 複数の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を関係規則に従って適正に指定するよう、引き続き指導する必要がある。

(2) 情報公開

ア 全般

防衛省・自衛隊における情報公開業務は、国民主権の理念にのっとり、防衛省・自衛隊の諸活動を国民に説明する責務を全うするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するために、極めて重要である。

平成29年度監察では、日報事案通達を踏まえ、特に、開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。その結果、全般的な処理状況はおおむね良好であり、重大な法令・規則違反は認められなかったものの、ある対象機関等において、過去に文書不存在を理由として不開示決定を行った案件について、同決定後に文書が発見され、開示手続中であった事例が確認されたほか、後述するとおり、各種手続等に関し、改善すべき事例が見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、情報公開業務に関する文書管理者や情報公開実施担当者等の理解を深め、意識を高めるとともに、情報公開の重要性の周知徹底と再発防止策の定着を図っていく必要がある。

イ 情報公開関連規則にのっとりた事務手続

情報公開業務を実施するに当たっては、関連規則に定められた手順にのっとり、適正に事務を遂行することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ある対象機関等において、開示請求に合致すると考えられる行政文書について、その写しを機関等情報公開課室に通知しただけで、その後に発簡することとされている「開示又は不開示に係る意見の上申」を発簡せずに事務手続を終えていた。

ウ 開示請求対象文書が不存在の場合の探索回数

情報公開業務において、開示請求の対象となる行政文書の特定は、適切な開示決定等の基礎となるものであり、探索の結果、開示請求に合致すると考えられる行政文書を確認できなかった場合は、探索範囲を拡大するなどして再度入念に探索し、行政文書の特定に係る判断が正確であることを確保することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、開示請求の対象となる行政文書が不存在であるとの判断に至った場合に、複数回にわたる確認・探索を行っていなかった。

エ 情報公開手続に関する行政文書の管理

情報公開請求の処理に当たり、事務指定を受けた機関等は、文書探索に係る照会から上申に至るまでの一連の情報公開手続に関する文書を適切に作成した上で、相互に密接な関連を有する行政文書として一つの集合物にまとめて保存することにより、一連の事務手続の適正性を確保しておくことが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報公開担当部署の情報公開手続に関する文書を編てつしたファイルに、文書探索に係る照会等、開示請求の対象となる行政文書の特定に関する資料の一部を保存していなかったため、一連の事務手続の適正性の確認が困難となっていた。

(3) 行政文書管理

ア 全般

行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国民に対する説明責任を全うするためには、行政文書を適切に管理することが重要である。

しかしながら、後述するとおり、行政文書ファイルの整備状況等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとともに、引き続き、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合物にまとめるなどして整備し、管理する必要

がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、行政文書として管理すべき文書の一部を、行政文書として管理していなかった。
- 多くの対象機関等において、同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させていた。
- ほとんどの対象機関等において、一部の行政文書ファイルの背表紙を整備していない、又は整備していても背表紙に誤記や記載漏れがあった。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、行政文書ファイル管理簿に誤記や記載漏れがあった。

インターネットで公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも速やかに改善する必要がある。

エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するためには、行政文書ファイル等と個人的な執務の参考資料（以下「個人資料」という。）は、混在させずに、明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとするべきであり、原則として職員各自の机の周辺のみに置く必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、行政文書ファイル等と個人資料を同一の共用書棚等に混在させていた。

オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、上位規則の保存期間と異なる標準文書保存期間基準を設定していた。
- 一部の対象機関等において、一部の行政文書ファイル等の保存期間を、当該機関等が定めた標準文書保存期間基準に合致しない期間に設定していた。
- 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準が1年の行政

文書について、保存期間を1年未満と誤って設定し、行政文書ファイル管理簿へも記載していなかった。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館等に移管するほかは、文書管理者の指定する者等の立会いの下、廃棄する、又は保存期間を延長する必要がある。

なお、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等を、廃棄しないまま保管していた。
- 複数の対象機関等において、保存期間が満了した、保存期間が1年未満の行政文書ファイル等を、廃棄しない、又は保存期間を延長しないまま保管していた。

(4) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保並びに他国との情報共有及び信頼関係の維持等のために必要不可欠なものである。

しかしながら、後述するとおり、秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「文書等」という。）の管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、秘密保全の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 上位規則と内部規則の整合

秘密保全業務を適正に遂行するためには、各機関等における内部規則を、法律や政令をはじめとする上位規則と整合するよう整備する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、登退庁時の保管容器の点検を行う者について、上記事務次官通達では「保全責任者又はその職務上の上級者」と規定されているにもかかわらず、内部規則で、「保全責任者又は同補助者」と規定していた。

ウ 秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書等の管理

秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書等は、秘密情報

の漏えい等を防ぐために、厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等の閲覧場所を整備していないなど、秘密保全上十分に必要な措置を講じていなかった。
- 複数の対象機関等において、秘に指定された文書等を適切に管理するために整備することとされている簿冊等を整備していなかったほか、簿冊等に管理者及び特定秘密管理者補等の記入漏れや押印漏れがあった。

エ 秘に指定された文書等の保管容器

秘に指定された文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器に格納し、厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤鍵の組合せについて、関係規則で定められた時期に変更していない、又は関係規則で定められた変更記録簿を整備していなかった。
- 一部の対象機関等において、文字盤鍵のみで、又は文字盤鍵を解錠したままとして差し込み式鍵のみで、保管容器を開閉していた。
- 複数の対象機関等において、特定秘密に指定された文書等を保管している容器の施錠装置が、文字盤鍵と差し込み式鍵により構成されているにもかかわらず、解錠するための番号と鍵を同一の職員が管理していた。

オ 閲覧簿への記録

秘に指定された文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は、閲覧簿を備え、必要な事項を記録させる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、秘密保全に関する訓令により記録の省略が許容される者でないにもかかわらず、閲覧簿への記録を省略していた。

内部部局及び幕僚監部等は、機関等に対し、平成22年度定期防衛監察の結果報告を受けて、防衛政策局から発出された「閲覧簿の適正な運用について（通知）」（防調第14288号。23.11.30）の内容の周知徹底を図っていく必要がある。

カ 取扱い上の注意を要する行政文書の管理

取扱い上の注意を要する行政文書（以下「注意文書」という。）については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られることがないように、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、注意文書を、秘匿性を有しない文書を編てつした行政文書ファイルの中に混在させ、又は鍵のかからない書庫等の容器に保管していた。

(5) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、パソコン等の情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータ等を、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持する必要がある。

しかしながら、後述するとおり、可搬記憶媒体やパソコンの管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、情報保証の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管や管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体を集中保管していなかった。
- ある対象機関等において、一部の可搬記憶媒体を無施錠の書庫等に保管していた。
- 複数の対象機関等において、内蔵メモリのあるデジタルカメラやボイスレコーダー等を含む一部の可搬記憶媒体を、管理簿に登録していなかった。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体の持ち出し等を記録する簿冊に記入漏れや押印漏れがあった。
- 複数の対象機関等において、可搬記憶媒体の保管容器の鍵を、関係規則に基づいて適切に管理していなかった。

ウ パソコンの管理

パソコンの紛失や部外系のネットワークに接続したパソコンへの不適切なデータ保存等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、パソコンを管理するための文書の作成、盗難防止のための措置、持ち出し等の記録、自己点検等により、パソコンを適

切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、可搬型のパソコンの一部について、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が全く講じられていない、又は講じられていてもすぐに外れるといった不十分な状況であった。
- 一部の対象機関等において、インターネットに接続したパソコン内に業務用データを保存したままとしていた。

エ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設ける必要がある。また、情報システムの利用者は、ログインパスワード等を他人に不正に使用されないよう、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報システムに認証機能を設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、パソコンのログインパスワードが記載された付箋等を、人目に付く場所に貼り付けていた。
- ある対象機関等において、権限のない職員が、管理者権限のパスワードを使ってファイル暗号化ソフトを起動させ、暗号化を解除できるようになっていた。

オ 情報システムのぜい弱性への対応

情報システムが有するぜい弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、更新漏れを防ぐため、スタンドアロン型情報システム端末にウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルの直近の更新実施日を表示していた。
- 一方で、次のような改善すべき事例が見られた。
- 一部の対象機関等において、ウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルを最新の状態に更新していなかった。

(6) 個人情報保護

ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることを踏まえ、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

しかしながら、後述するとおり、個人情報ファイル及び保有個人情報

(以下「個人情報ファイル等」という。)の管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、個人情報保護の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 個人情報ファイル等の管理

保護管理者等は、個人情報ファイル等を適正に管理するとともに、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずる必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、個人情報保護に関する業務を容易に理解できるよう、「行政文書・個人情報管理要領」を独自に作成し、全職員に配布していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、個人情報が記録された行政文書を一般の行政文書ファイル内に混在させるなど、どのような情報が保有個人情報に該当するかの認識や確認が不十分であった。
- ほとんどの対象機関等において、公にしない保有個人情報が記録された紙媒体、紙媒体を編てつしたファイルの背表紙、保有個人情報の電磁的記録等の一部に、「個人情報」の標記を表示していない、又は表示していても標記を赤色調にしていなかった。
- 一部の対象機関等において、特定個人情報及び個人番号を取り扱う事務を実施する区域を明確にしておらず、物理的な安全管理措置も講じていなかった。

ウ 個人情報ファイル等の保管

保有個人情報の漏えい等のリスクを回避するためには、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、関係職員以外の者が誤って閲覧しないよう、保有個人情報を保管している書庫の扉に鍵の開閉状況を表示していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等の一部を、鍵のかかる容器又は書庫で保管していなかった。
- 一部の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等を保管している施錠可能な書庫内に、一般の行政文書ファイル等を混在させていたため、関係職員以外の者が保有個人

情報を容易に閲覧できるようになっていた。

- ある対象機関等において、個人情報ファイル等の保管容器の鍵を、関係職員以外の者が管理し、又は共用鍵箱に保管していた。

エ 非常時の対応措置

保護管理者は、所属する課等における保有個人情報について、災害時等の非常時における対応措置を定める必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、保有個人情報を保管している書庫等の扉に、非常時に搬出する場合の優先順位及び搬出先等の具体的な対応措置を掲示していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、保有個人情報を搬出する担当者を指定していないなど、具体的な対応措置を策定していない、又は徹底していなかった。

(7) 武器・弾薬等の管理

ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、部隊長等をはじめとする職員が、過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておく必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、小火器・弾薬の管理に係る点検簿等の記入漏れや押印漏れがあった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き、武器・弾薬の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 毒劇物及び有機溶剤の管理

毒劇物及び有機溶剤を適正に管理することは、保健衛生上の危害の防止や周辺環境の保護のほか、盗難又は紛失の防止等の観点からも必要である。

監察の結果、対象機関等が、おおむね適正に毒劇物等を管理していることを確認した。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、毒劇物等の保管場所又は保管容器に、関係規則で定められた「劇物」等の標記を表示せず、又は、保管基準を超えて毒劇物等を保管していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き、毒劇物及び有機溶剤の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

(8) 各種ハラスメント

ア 全般

各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）の防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応は、職員の人権の保護や、健全な職場環境の確保と職員の能率の発揮等のために、極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

○ ある対象機関等において、相談窓口のメールアドレスを表示するためのQRコードを記載した「ハラスメントの相談書」を全職員に配布して、各種ハラスメントに関する相談申出の利便を図っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、相談員が、相談を受ける際の留意事項を十分に理解していなかった。

○ 一部の対象機関等において、後述するとおり、各種ハラスメントが疑われる言動が認められた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングの実施や集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、各種ハラスメントの防止及び排除の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ セクシュアル・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、女性の容姿に関するからかいや、女性という理由での私的な酒席への誘いなど、女性職員が不快に感じる言動が認められた。

○ ある対象機関等において、育児休業の請求の際に、手続に関係のない不適切な性的質問を行うなど、女性職員が不快に感じる言動が認められた。

○ ある対象機関等において、スキンシップと称して肩に触れるなど、女性職員が不快に感じる言動が認められた。

ウ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、上級者が、部下や後輩を、日常的に大声で叱責するなどの言動が認められた。

○ 一部の対象機関等において、上級者が、部下の人格を否定するなどの言動が認められた。

○ 一部の対象機関等において、上級者が、部下を無視するなどして、人間関係からの切り離しを行うような言動が認められた。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、育児休業の請求の際に、上司が、請求者の希望する休業期間を短縮するように指導するなど、制度の利用を阻害するような言動が認められた。
- 一部の対象機関等において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令」（平成28年防衛省訓令第73号）の内容について理解していない職員が存在した。
- ある対象機関等において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの相談体制の整備及び職員への相談体制の周知が不十分であった。

(9) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実は、隊員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、災害派遣等における隊員のストレスを軽減するためにも、極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、各部署の前任者同士がメンタルヘルスについて意見交換等を行う場を設けることにより、相談に対する対応能力の向上を図っていた。
- ある対象機関等において、臨床心理士が中心となって、精神疾患の既往歴のある職員や通院治療中等の職員から希望者を募り、不安や悩みを打ち明け合う機会を設けることにより、当該職員の心理的負担の軽減を図っていた。
- ある対象機関等において、部内の相談員に産業カウンセラーの資格を取得させるとともに、相談者がリラックスできるように、暖色系の色彩や、丸みを帯びた形状のソファ・テーブル等をカウンセリング室に配置したり、カウンセリングの際に圧迫感を与えないように自衛官の相談員に私服を着用させるなど、きめ細かい配慮を行っていた。

(10) 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度は、公益通報者の保護を図るとともに、防衛省・自衛隊における法令違反行為等の抑止、早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避、又は発生した際の被害の低減が期待できる重要な制度である。

監察の結果、複数の対象機関等において、公益通報窓口等を記載したポスター類を執務室等に掲示するとともに、公益通報者保護制度についての十分な教育を行っており、ほとんどの職員が同制度の趣旨を理解していることを確認した。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、一部の職員が、通報者を保護するという制度の趣旨を十分に理解していなかった。
- 一部の対象機関等において、一部の職員が、公益通報窓口への通報要領を十分に理解していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、引き続き、同制度の周知徹底を図っていく必要がある。

(11) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、部外協力団体との共催行事等について、職員と部外者との役割分担に係る協定書が締結されていなかった、収支記録が残されていなかった、又は、会計を部外協力団体に一任したままその収支状況の確認がなされていなかったため、職員と部外者との会費負担額が不明確となっていた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、国民の疑惑や不信を招くような行為を未然に防止できるよう、引き続き、自衛隊員倫理規程の趣旨の周知徹底を図っていく必要がある。

(12) 各種事務次官通達の措置

ア 5. 56mm普通弾誤射事案の再発防止等

誤射事案通達の周知徹底の状況について監察を実施した結果、ほとんどの対象機関等において、同通達に示された教育を実施し、職員がその内容を理解していることを確認した。

管理者等は、引き続き、同種事案の再発防止に向けた教育・指導を徹底する必要がある。

イ 情報の保全に関する措置等

情報保全通達の周知徹底の状況について監察を実施した結果、ほとんどの対象機関等において、同通達に示された全職員に対する個別面談形式による指導を実施し、職員がその内容を理解していることを確認した。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報保全通達の内容を十分に理解していない職員が散見された。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き、情報保全通

達の内容と秘匿性を有する情報の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

ウ たちかぜ事案通達の各措置

たちかぜ事案通達を受け、①コンプライアンスに関する意識の徹底、②不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、③情報公開関係業務及び行政文書の管理の適切な実施のための各措置の周知徹底の状況について監察を実施した結果、多くの対象機関等において、同通達に示された教育や指導、身上（心情）把握のための面談等を実施し、職員がその内容を理解しており、平成28年度定期防衛監察結果に比べ、同通達の教訓事項等が浸透し、定着している状況を確認した。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、本事案が海上自衛隊で発生した特異事象であるとの意識から、依然として、一部の職員が、たちかぜ事案通達の内容を十分に理解していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、本事案が多岐にわたる法令遵守上の問題点を内包していること及び同種事案が海上自衛隊以外の機関等においても生起しかねないことを認識させ、引き続き、たちかぜ事案通達の内容の周知徹底を図っていく必要がある。

(13) その他

ア 働き方改革

防衛省・自衛隊においては、職員が、心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるために、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、ワークライフバランス推進委員会を設置し、休暇取得促進日を設定したり、フレックスタイム制の普及に努めていたほか、管理者等が職員の業務内容を適宜見直し、その進捗状況に応じて業務を再配分するなどの施策を積極的に行っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、特定の部署や職員に業務が集中し、長時間勤務が常態化していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、長時間勤務の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結びついて大きな問題に発展するリスクとなることを認識させ、働き方改革を通じて職員のワークライフバランスを推進させることが極めて重要である。

イ 薬物乱用

防衛省・自衛隊においては、毎年6月を薬物乱用防止月間と定め、薬物乱用防止教育、サービス指導、営舎内点検等を行うこととされている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、薬物乱用防止月間中、有名な薬物乱用事件や他自衛隊における同種事案の紹介など、職員が関心を持つよう工夫を凝らした独自のメールマガジンを定期的に配信することにより、薬物乱用の症状や薬物の危険性について啓発に努めていた。

ウ 海外渡航承認申請

秘密保全及び職員の安全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、当該申請が適切に行われているかについて随時確認する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、全ての職員から任意に一般旅券の提出を求めるなどの方法により、海外渡航承認申請が適切に行われているかについて確認していなかった。

エ 親睦会等の金銭管理

親睦会等の私的な会で徴収した職員相互の抛金等については、公的な金銭ではないものの、金銭事故防止の観点から、定期的な点検・監査等を行うなど、適切に管理することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、親睦会等の私的な会の金銭管理について、多額の現金を執務室内の鍵のかからない引き出しに保管したり、親睦会規約に反し、現金、通帳及び印鑑を同一の職員が管理するなどしていた。

第3 入札談合防止

1 全般

平成29年度は、平成28年度に引き続き、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から、入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成28年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、選定した対象機関等に対する調査及び検査を実施した。

(2) 実地監察等の概要

ア 対象機関等

周期的な監察を基本としつつ選定した以下の12機関等

統合幕僚監部 ※1	
陸上自衛隊	北海道補給処 ※1 ※2
海上自衛隊	海上幕僚監部
	佐世保地方隊 ※1 ※2
	東京業務隊 ※1 ※2
航空自衛隊	航空幕僚監部
	航空中央業務隊 ※1 ※2
九州防衛局 ※1	
沖縄防衛局 ※1	
防衛装備庁内部部局 ※1	
防衛装備庁艦艇装備研究所 ※1 ※2	
防衛研究所 ※1 ※2	

※1：契約業務を行う機関等（以下「対象契約機関等」という。）

※2：日報事案通達に関する確認は未実施

イ 内容

法令等の理解度及び入札談合防止に対する職員の意識についての事前のアンケート調査、現場等の確認、契約関係書類の調査及び関係職員との面談等を行った。

事前アンケート調査の結果は、別紙のとおりである。

3 監察の結果

平成29年度監察の結果、競争性の拡大をはじめとする入札談合防止に関する各種施策について、積極的な取組が行われていた。また、全ての対象契約機関等において、調達の公正性を歪めかねないような年度末における無理な予算執行が疑われる案件は認められず、かかる予算執行が許されないとの意識が、平成28年度に引き続き定着している状況が見られた。

一方で、業界関係者等と接触する際の実施事項や法令等の理解度については、引き続き、改善が必要な事例が見られた。

機関等は、職員の理解度に応じた細やかな教育を継続的に行うことにより、各種施策を確実に励行させ、入札談合防止に努める必要がある。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

入札談合防止に向けた施策の一つとして、競争性を拡大することは有効な施策として認知されているところ、防衛省では、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する大臣指示」（防衛大臣指示第6号。21.12.21）（以下「平成21年度大臣指示」という。）において、一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ることを指示している。

(ア) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、対象契約機関等における過去3か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、半数の対象契約機関等において、競争性のある契約方式を採用した割合が、契約金額ベースで全体の80パーセント以上であった。

また、「公共調達適正化について(通知)」（経装第8668号。18.9.8）においては、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとしているが、多くの対象契約機関等で総合評価落札方式の採用実績が確認された。

b 競争性のある契約方式の拡大への取組

(a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大について、「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」（平成27年1月26日・行政改革推進会議。以下「調達改善の取組強化(調達改善の取組指針)」という。）では、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）に規定する少額を理由とする随意契約（以下「少額随意契約」という。）の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等において、少額の調達

要求を取りまとめて一般競争入札に付す取組が見られたほか、ある対象契約機関等においては、事務用品について、近隣の機関等と共同して一括契約を行うという推奨される取組が見られた。

(b) 発展的な取組等

調達改善の取組強化(調達改善の取組指針)では、発展的な取組として、オープンカウンター方式(※)の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、複数の対象契約機関等において、オープンカウンター方式を導入していたほか、上級機関として、契約業務を行う機関等に対して、オープンカウンター方式を導入する方針を示した対象機関等も一部に見られた。

さらに、全ての対象契約機関等において、少額随意契約の上限額を独自に引下げることにより、一般競争入札の拡大を図る取組が見られたほか、多くの対象契約機関等において、これが一過性のものにならないよう内部規則化するなどの取組が見られた。

機関等は、引き続き、競争性のある契約方式の拡大について、積極的に取り組む必要がある。

(※) 発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと。

(イ) 一者応札等の状況、原因分析及び同状況の解消へ向けた取組

一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件(以下「一者応札等」という。)については、その原因を分析し、事後の案件において、この状況を解消することによって、入札等参加者の拡充を行い、競争性の拡大を図る必要がある。

a 一者応札等の状況

一者応札等の状況について、対象契約機関等における過去3か年の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、全ての対象契約機関等において一者応札等が発生していたが、一者応札等となった案件には、例えば、カタログ製品である清掃道具や食器類の調達等、複数の事業者等が応札可能と考えられる案件も存在していたことから、一者応札等の解消の余地はあると考えられる。

b 一者応札等の解消に向けた取組

一者応札等の解消に向けた取組として、調達改善の取組強化(調達改善の取組指針)においては、その要因や財・サービスの提供者

の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しを行うことが必要とされている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において一者応札等の原因を把握するための検証及び分析がなされており、ある対象機関等においては、契約部署と調達要求部署が連携して仕様等の見直しを行った結果、複数者による応札等が実現し、競争性の拡大が図られた案件が確認された。

一方で、ほとんどの対象契約機関等は、検証及び分析の結果、仕様等に原因があった場合においても、その結果を共有するなどの見直しに必要な契約部署と調達要求部署との連携を図っていなかった。

機関等は、一者応札等の解消に向けた施策、例えば、仕様等の見直しだけでなく、後述する公告期間等の見直しや、入札情報の充実等について積極的に取り組む必要があるほか、これらの施策の実施にあたっては、前述の一者応札等が解消した事例のように、契約部署と調達要求部署の連携が必要であることから、両部署を積極的に連携させる取組を講じるなどして、競争性の拡大を図る必要がある。

(ウ) 公告期間等の見直し

平成21年度大臣指示に基づき、十分な公告期間等を確保することにより、競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、予決令の規定よりも長い公告期間等を設定することで、十分な公告期間等を確保するという推奨される取組が見られた。

機関等は、例えば、契約部署と調達要求部署との間で希望契約時期及び履行期間等に関する情報を共有し、所要の時期に調達要求書を提出する調整を行うなどして、十分な公告期間等を確保するための措置を講じることにより、競争性の拡大を図る必要がある。

(エ) 入札情報の充実

平成21年度大臣指示に基づき、入札情報の充実を図ることにより、競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、多くの対象契約機関等において、公告や公募（以下「公告等」という。）を、ホームページや庁舎に掲示するだけでなく、近隣の商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、入札情報の充実のための積極的な取組が見られた。

一方で、一部の対象契約機関等では、いまだにこのような取組に消極的であり、公告等の掲示場所がホームページ及び庁舎の掲示板のみにとどまっていた。

また、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係

る談合事案に関する調査報告書」(平成22年12月14日。以下「1補事案報告書」という。)においては、入札情報の充実等による競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について(通知)」(装装制第101号。27.10.1)では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

しかしながら、ある対象契約機関等においては、公告等のホームページへの掲載を行っていたものの、不開示情報がないにもかかわらず、仕様書等を掲載していないという事例が見られた。

機関等は、不開示情報に留意しつつ、ホームページへの仕様書等の掲載に努めるとともに、公告等の掲示場所の拡大等を通じて積極的に入札情報の充実に取り組むことで、競争性の拡大を図る必要がある。

(オ) 新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 全ての対象契約機関等において、競争参加資格の条件を緩和していた。
- 一部の対象契約機関等において、物品や役務の案件ごとに新規参入を促す公示を行っていた。
- ある対象契約機関等では、経済産業省の委託事業である自治体による経営相談において、新たに入札等に参加してもらえるようPRを行っていた。
- 複数の対象契約機関等において、オープンカウンター方式の導入により、これまでに契約実績のなかった事業者等が新規に参入していた。
- オープンカウンター方式を導入したある対象契約機関等において、近傍の商工会議所等においてその説明を行うなど、積極的に新たな事業者等を開拓する取組を行っていた。

機関等は、競争参加資格の条件の緩和に努めるとともに、積極的に新規参入者の拡充に向けた取組を推進することで、競争性の拡大を図る必要がある。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能

「調達改革の具体的措置」(平成11年4月2日・防衛庁)において、契約相手方からの過大請求事案の背景として、契約部署及び原価

計算部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されているところ、予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能を十分に働かせることは、入札談合防止の観点からも有効である。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等において、予定価格算定業務と契約業務とを、別の部署で行わせるか、人的制約がある対象契約機関等においては、調達案件ごとに業務を分離して行わせることで、同一職員が予定価格算定業務と契約業務を担当することがないようにしていた。

機関等は、不正防止の観点から、予定価格算定業務と契約業務を同一の職員に担当させないようにするなどして、相互けん制機能を働かせることが望ましい。

(イ) 指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について(通知)」(装管調第107号。27.10.1)(以下「公共調達適正化通知」という。)では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を採ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等(以下「審査会等」という。)の積極的な活用を留意することとしている。このような審査会等の活用は、入札参加者として特定の者を指名することにより談合を幫助するといった入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効である。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、審査会等を活用し、指名競争契約及び随意契約の適否等について審査を実施するとともに、審査に当たっては、第三者的立場の職員を審査会等に含めることにより、客観的な視点の保持に努めていることを確認した。また、全ての対象契約機関等において、審査会等の議事録を作成していたものの、ある対象契約機関等では、議事録に審査の結論しか記載していなかったため、具体的な審議内容が不明となっていた事例が見られた。

機関等は、競争性のない契約方式を採用する場合、審査会等を活用するなどして、その適否等について確実に審査を行う必要がある。さらに、事後の契約において契約方式を選定する際の参考とするため、また、契約の適否等について事後的な検証を可能とするため、議事を詳細に記録することが望ましい。

(ウ) 仕様書等の作成及び点検体制等

1 補事案報告書では、第1補給処において、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと、多数品目を入札単位とし、かつ、同一メーカーの商品で統一して調達

要求するなどの不適切な行為が行われていたことを指摘した上で、今後の改善措置の一つとして、仕様書の作成要領の見直しを行うとともに、チェック機能の強化を行うとしている。

a 機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（経装第14440号。22.11.22）（以下「カタログ仕様書通知」という。）においては、カタログ仕様書を作成する場合、カタログ製品名を複数記載するとともに、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載し、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成することとしている。

監察の結果、ほとんどの対象機関等において、カタログ仕様書通知に基づく仕様書等の作成が行われていることを確認した。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、カタログ仕様書の規格欄に、カタログ製品を1種類しか記載しておらず、かつ、製品指定理由書等も作成していなかった。

機関等は、カタログ仕様書を作成するに当たり、カタログ製品名の複数記載、同等以上の製品を許容する旨の付記、製品指定理由書等の作成等を適切に行う必要がある。

b 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第115号。27.10.1）（以下「入札状況報告通知」という。）において、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、前述したカタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、特定の製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられた、物品・役務等調達関係チェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、点検を行うこととしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、チェックシートを用いた点検が行われていたことを確認した。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等では、確認者による確認がなされているにもかかわらずチェック漏れがあるなど、適切に点検を行っていないかった。

機関等は、チェックシートによる点検を確実にを行うよう、改めて関係職員を指導するとともに、チェックシートの全項目を確実に点

検したことについて疑念を持たれない方法、例えば、確認者が、全てのチェック項目の点検が行われたことを確認し、その上で自らの氏名等を記載することを徹底するなどにより、チェック漏れの防止を図る必要がある。

(エ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成23年9月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）では、長年の接触機会を通じて業界関係者等と発注機関の職員との間に一定の関係が醸成されることが、業界関係者等と職員双方が互いに無理を言いやすい環境や、法令に違反するような行為を求める働きかけを職員が断りにくい状況を生み、入札談合等関与行為等を引き起こす要因になると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17）を定め、事業者等との癒着防止等のため、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）については、その補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職等へ補職替え等を行うものとしている。また、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について、上級機関等に通知しなければならないとしている。

監察の結果、ほとんどの対象機関等において、独自に調達・補助金等関係職員の名簿を作成・更新することにより、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者を把握し、適切に通知を行っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ある対象機関等においては、調達要求書等の作成に関与している職員が調達等関係職員として管理されていなかった。

機関等は、各部署の連携の下、職員の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員に該当する職員及びその在職期間を正確に把握した上で、上級機関等への通知を確実に行う必要がある。

また、ある対象機関等においては、補職替え等が困難な調達・補助金等関係職員について、上級機関等への通知はなされていたものの、10年以上の長期にわたって同一職務に従事させているという事例が見られた。補職権者等は、3年以上同一職務に従事させざるを得ない場合であっても、できるだけ早い時期に当該職員の補職替え等を行うよう努める必要がある。

ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書によると、発注機関の退職者を含む業界関係者等からの働きかけを通じて、秘密情報を漏えいするなどの入札談合等関与行為に至る事例が複数認められており、発注業務において担当職員等が業界関係者等と接触する機会は必然的に生ずるものであることから、発注機関としては、このような日常的な業務環境に内在するリスクを認識し、積極的に対策を講じておくことが望ましい。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について(通達)」(防経装第8303号。19.8.30)及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について(通知)」(装管調第89号。27.10.1)(以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。)を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

(ア) 接触場所の制限

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、庁舎内にある場合は、会議室等執務室以外の区画で行わなければならない、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が施された場所で行わなければならないとしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、会議室等執務室以外の場所や、執務室内をパーティションにより暫定的に区画するなど、何らかの情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、業界関係者等と接触する場所を、パーティション等により区画しているものの、その高さが不十分であるなどの理由により、接触場所から職員の使用しているパソコンの画面や机上の書類が視認可能となっていた。

○ ある対象機関等では、パーティション等の一部がないために、接触場所が他の業界関係者等から視認できる状況となっていた。

機関等は、調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等と接触するに当たり、接触場所における情報保全措置が適切に施されているかについて再度確認する必要がある。

(イ) 接触の方法等

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、原則として複数の職員で行うこととし、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で接触することができるとしている。また、接

触に当たっては、業界関係者等に対して、対応要領通達等で定めるところの働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ伝えるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認（以下「退職者確認」という。）を行い、退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、業界関係者等との接触の際に、接触した業界関係者等の氏名、接触日時や対応者の氏名等を記録する定型用紙（以下「来訪記録簿」という。）を定めていた。さらに、そのうちのある対象機関等においては、働きかけを受けた場合の措置の伝達、退職者確認及びやむを得ない場合の単独接触に係る職務上の上級者の確認に関するチェック項目を設けた来訪記録簿を整備することで、対応要領通達等に定められた事項を漏れなく実施できるようにしていた。
- 多くの対象機関等において、業界関係者等との接触に際し、対応要領通達等で定めるところの働きかけを受けた場合の措置を接触場所等に掲示するなどして、業界関係者等に対する説明を効率的に行っていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、対応要領通達等により単独接触が許容される場合ではないのに、業界関係者等と単独で接触していた。また、一部の職員が、どのような場合でも上級者の了解があれば単独での接触が可能と誤解するなど、対応要領通達等を十分に理解していなかった。
- 半数の対象機関等において、退職者確認を行っていなかった。
- 一部の対象機関等において、働きかけを受けた場合の措置について、認識していない職員が存在した。

機関等は、例えば、管理者等が、来訪記録簿を活用して業界関係者等との接触状況を把握した上で必要な指導を行うなどし、また、後述する教育の充実を通じて、対応要領通達等が規定する業界関係者等との対応要領を確実に励行させる必要がある。

(ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等においては、調達等関係業務に従事している職員は、働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成することとしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、働きかけを受けたことが

ないとして、報告書の作成実績がないことを確認した。

機関等は、働きかけを受けた場合の措置の重要性を認識した上で、職員が適切に対応できるよう、繰り返し教育を行う必要がある。

(エ) 研究開発及び機種選定等に従事している職員

対応要領通達等は、調達等関係業務に従事している職員のうち装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員について、対象者一覧表の作成を規定しているところ、平成29年2月に対応要領通達等が改正され、対象者一覧表の作成に当たっては、従事する研究開発・機種選定ごとに作成することとした。

監察の結果、研究開発及び機種選定等を行っている全ての対象機関等において、対応要領通達等の改正後の規定に基づき、対象者一覧表が適切に作成されていることを確認した。

エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

契約事務手続においては、発注に係る秘密情報を適切に管理する必要があるほか、入札のように、直接、業界関係者等と接触して行う業務もあることから、機関等は、不正防止の重要性を認識しつつ、契約事務手続を着実に実施していく必要がある。

(ア) 予定価格調書等の管理

実態調査報告書によると、過去の入札談合等関与行為の事例では、職員による発注に係る秘密情報の漏えいに関するものが多く見られることから、その防止のためには、こうした情報を適切に管理することが求められる。

a 予定価格調書等

「入札談合の防止に向けて」（平成29年10月版・公正取引委員会事務総局）（以下「入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）」という。）には、入札談合等関与行為に関して、特定の事業者又は事業団体が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として、予定価格が示されている。また、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通達）」（装管原第83号。27.10.1）は、予定価格の算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、職務上知る必要のある国の職員以外の者にこれを開示してはならないとしている。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等では、予定価格調書及びそのデータを一般の行政文書と区別しており、書類については鍵のかかる書庫に保管し、データについてはパスワードを設定したり、アクセス制限のあるフォルダに格納するなどして、保全措置を施し

ていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象契約機関において、予定価格調書作成の基礎となる金額等が記載された積算価格内訳書等を、鍵のかからない書庫に保管するなど、職務上知る必要のない職員が閲覧できる状況を生起させていた。

機関等は、予定価格の漏えい防止のため、予定価格調書等について、職務上知る必要のある職員以外の者が閲覧できないよう、それぞれ必要な措置を講じる必要がある。

b 調達要求書等

入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）には、予定価格に加えて、予定価格が容易に推測できる予算額も、入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として示されているところ、予算額が記されている調達要求書及びそのデータについても、その趣旨に鑑み、何らかの保全措置を講じることが望ましい。

監察の結果、多くの対象機関等において、調達要求書及びそのデータに保全措置を施していない状況が見られた。

機関等は、調達要求書及びそのデータについて、例えば、予定価格調書等に準じて保管するなど、適切な保全措置を講じることが望ましい。

c 予定価格の類推防止

前述のとおり、予定価格は、特定の事業者等が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報であり、入札状況報告通知においても、調達業務に当たって取り組むべき実施事項の一つとして、予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等において、徴取した見積資料、過去の契約実績、インターネット調査による市場価格、カタログ価格等の比較検討を行った上で予定価格を算定しており、見積価格を安易に予定価格とするといった予定価格の類推につながりかねない算定方法は見受けられなかった。

機関等は、入札状況報告通知に定められたチェックシートを活用するなどして、予定価格の類推防止に努める必要がある。

(イ) 入札参加希望者等相互の情報交換の防止

「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日・公正取引委員会）によると、入札に参加しようとする事業者等が当該入札に関する情報を相互に交換することは、独占禁止法上問題となり得る。

a 仕様書等の配布要領

仕様書等の入手を希望する者は入札に関心のある者であることからすると、当該希望者を相互に認識させないようにして仕様書等を配布することは、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、当該機関等のホームページ等から仕様書を直接ダウンロードさせ、又は、一件一葉式の申込用紙に記入させた上で仕様書を手交するなど、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法で仕様書等を配布していた。

機関等は、仕様書等の配布に当たり、ホームページから直接ダウンロードさせるなどして、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法を採用することが望ましい。

b 入札参加希望者の待機要領

入札開始前に、職員の立会なく入札参加希望者のみを入札室に在室させると、入札参加希望者が相互に情報交換を行う可能性がある。

監察の結果、全ての対象機関等において、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加希望者を待機させていることを確認した。

機関等は、入札室の開場から入札開始までの間、入札参加希望者だけが在室する状況を作らないよう取り組むことが望ましい。

c 電子入札・郵便入札

電子入札及び郵便入札は、入札参加希望者が相互に認識し合うことなく入札を執行することが可能な入札形式であり、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。また、1補事案報告書は、電子入札の導入促進に努めることとしている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において郵便入札が認められていたほか、複数の対象契約機関等において、電子入札が導入されていたことを確認した。

また、予決令は、開札には入札者を立ち合わせなければならない、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとしていることから、郵便入札の開札には入札事務に関係のない職員を立ち合わせる必要がある。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、郵便入札の開札に入札事務に関係のない職員を立ち合わせており、郵便入札が適切に行われていることを確認した。

機関等は、郵便入札については、予決令の規定に留意しつつ、こ

れを活用するほか、電子入札の導入促進に努める必要がある。

d その他

現場等の確認を行った結果、ある対象機関等において、執務室の廊下に、来訪した業界関係者等が名刺を入れる箱を設置していたところ、その名刺入れは他の業界関係者等が中の名刺を容易に取り出せる形状であった。このような名刺入れは、当該執務室を訪問した業界関係者等が、他の業界関係者等に関する情報を入手することを可能とするものであることから、機関等は、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる観点から、積極的に執務環境の改善に取り組むことが望ましい。

(ウ) 入札及び契約に係る情報の公表

公共工事にあつては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、公共工事の発注見通しや契約の実績等について、公共工事以外にあつては、公共調達適正化通知に基づき、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、それぞれ公表することとしており、入札に関する情報を適切に公表することは、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つである。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、適時に公表が行われていることを確認した。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ある対象契約機関等において、本来、公表の対象となる契約案件の公表が多数されていなかったほか、契約金額の記載に誤りが認められるなど、公表の正確性を欠いていた。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）では、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報を文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所）に備え置かなければならないとしているところ、ある対象契約機関等においては、これが備え置かれていなかった。

機関等は、入札談合防止における公表の重要性を認識した上で、例えば、公表の対象となる案件の一覧表を作成し、契約関係帳簿等との突合点検を複数の職員により実施するなどの体制を確立し、正確な公表を行う必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証等

(ア) 入札過程の監視及び入札談合情報の取扱い

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札過程の監視の強化を図ることを指示しているほか、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1）（以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）を定めている。

監察の結果、全ての対象機関等において、談合情報等対応マニュアルに定められた入札及び契約の公正に係る審査を行う審査機関を設置し、談合情報及び談合疑義事実への対応要領並びに公正取引委員会への通知要領を整備していることを確認した。また、一部の対象機関等については、実際に公正取引委員会に通知を実施しており、これらの対応要領等が適切に機能していることを確認した。

(イ) 入札結果の事後的検証

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札結果の検証態勢の強化を図ることを指示している。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、入札結果の事後的検証を実施しており、ある対象機関等においては、上級機関として、契約業務を行う全ての機関等から入札状況に関するデータを取り寄せ、検証ツールを用いて、独自に入札結果の検証を行い、入札談合の疑いのある案件については、その案件を担当する機関等に対して、更なる検証を促すといった推奨される取組が見られた。

一方で、一部の対象契約機関等において、検証対象が一部の品目に限定されていたり、単年度のみで終わっているなど、検証対象の拡大の余地が認められた。

機関等は、入札結果の検証の重要性を踏まえ、検証品目や検証項目等、検証内容を更に充実させるとともに、調達要求部署と契約部署が検証に関する情報を共有し、問題点等がある場合は、その改善等の処置を講じるなど、検証態勢の強化を図る必要がある。さらに、上級機関等は、契約実施機関等に対する指導や助言を行う場合、前述の推奨される取組のように、検証の実施状況や内容を把握し、それを改善させるなどして、検証態勢の強化に積極的に関与することが望ましい。

(ウ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が500万円を超える入札契約の報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場合、速やかに事実関係の確認、業者へのヒアリング、談合情報等の有

無等の調査を行い、その結果等について通知することとしている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、報告又は通知の実績があったものの、一部の対象契約機関等においては、契約金額が500万円を超える入札契約の報告及び予定価格と落札価格が同一の入札案件の通知それぞれに漏れがあり、報告又は通知に正確性を欠く事例が見られた。

機関等は、報告内容等の点検体制を整備するなどして、入札状況報告通知に定められた事項について、適時適切に漏れのない報告又は通知を行う必要がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度等

平成21年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとし、その際、特に、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニュアルに則った対応の周知徹底を指示している。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23.5.17）（以下「教育実施通達」という。）では、全ての調達等関係職員に対して、新着任者教育のほか、年1回以上、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を実施することとしている。

ア 教育の実施状況

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、新着任者教育を行っていなかった。
- 一部の対象機関等において、教育に参加しなかった者に対する補備教育の実施状況が不明であり、全ての調達等関係職員に対する教育を実施しているのかを確認できなかった。

機関等は、全ての調達等関係職員に対して、教育実施通達に基づく教育を漏れなく実施する必要がある。

なお、ある対象機関等において、例えば8月に転入してきたなどの年度途中の新着任者に対する教育を、2月に実施していた事例が見られた。

教育の実施時期については、特段の規定はないものの、教育の対象となる職員が、長期にわたって教育を受けることのないまま業務を実施することは好ましくないことから、機関等は、教育の実施時期やその回数について工夫することが望ましい。

イ 法令等の理解度等

平成21年度大臣指示のとおり、入札談合を防止するための各種施策の実施に当たっては、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニ

マニュアルに基づく対応など、入札談合等関連法令に定められた事項に関する職員の十分な理解が必要である。

監察の結果、対象機関等に対する入札談合防止に関する事前のアンケート調査において、約93パーセントの職員が、入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答(別紙参照)したものの、面談等で直接、入札談合防止に関する基本的な事項(業界関係者等との対応要領、談合情報等対応マニュアルの内容、入札談合等関与行為の4類型等)について尋ねた結果、例えば、談合情報に接した際の通報先を知らない、公益通報の通報先と混同している、働きかけを受けた場合の措置事項を知らないなど、法令等の理解が十分とはいえない職員が散見された。

また、法令等の理解度の向上を図る観点から、次のような推奨される取組が見られた。

- 半数の対象機関等において、理解度確認のためのテストを行っていた。
- ある対象機関では、独自にeラーニングを活用したクイズ形式の教育資料を作成していた。この教育資料は、受講者が正答しない限り、次の段階に進めないように作成されており、職員に自らの苦手分野を認識させ、かつ、その分野を詳しく学習させる仕組みとすることで、個々の職員の理解度に応じた教育を可能とし、各職員ごとに理解度の向上を図ることができるものであった。

機関等は、入札談合を防止するための各種施策の励行のために必要な法令等の理解度の向上を図る観点から、例えば、職員の理解度に応じた教育内容にするなどの工夫を行うなど、教育について不断の改善を図る必要がある。

(3) 年度末の予算執行

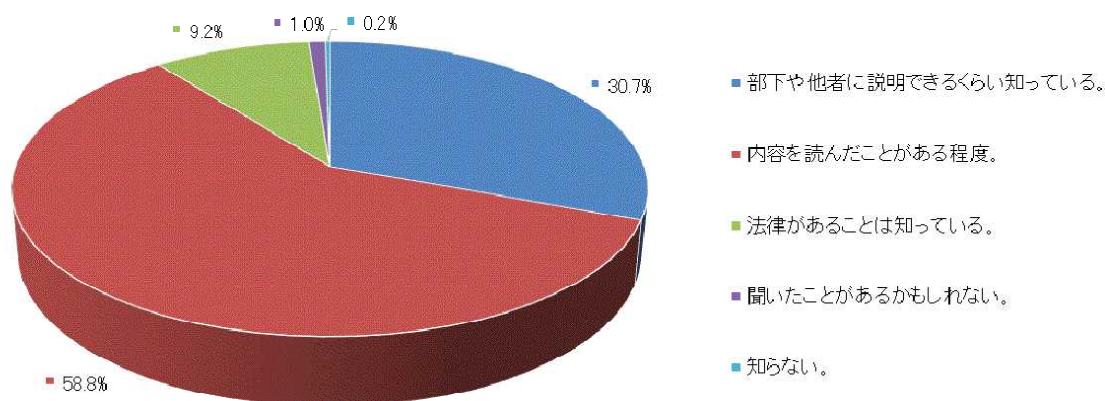
「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」(防衛大臣指示第6号。23.11.21)では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行(以下「ゼロ調整」という。)を行うことを、厳に慎むよう指示している。

監察の結果、昨年度に引き続き、全ての対象契約機関等において、ゼロ調整が疑われる案件は見られなかった。ゼロ調整を行う過程で、特定の業界関係者等との関係が生じた場合、それが談合の温床となり得ることから、機関等は、ゼロ調整を防止する意義を全ての職員に認識させるための教育を実施し、年度末における予算を適正に執行する必要がある。

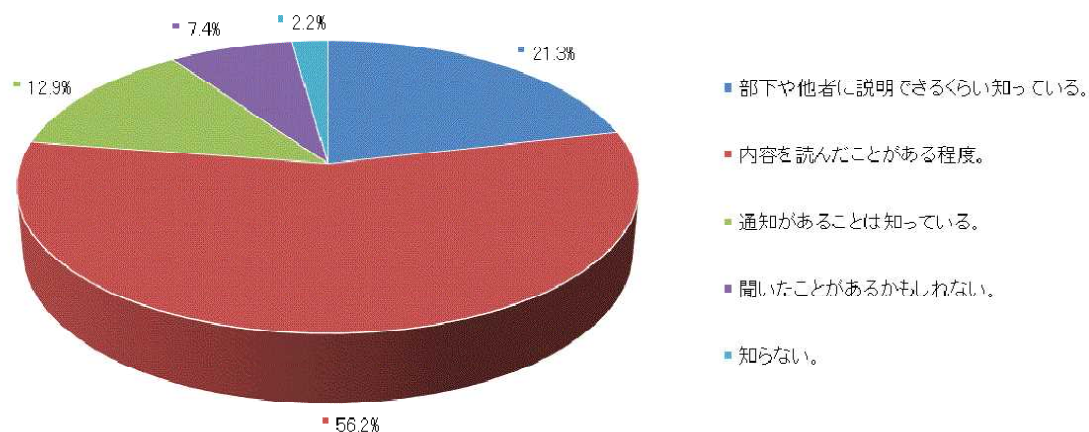
事前アンケート調査の結果（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合防止に関する法律の内容について知っていますか。



(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達 of 適正化について」（財計第2017号。18.8.25）等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。

